平成３０年（フ）第４９号
福島県岩瀬郡鏡石町不時沼141番地　不時沼荘202、従前の住所福島県岩瀬郡鏡石町前山367番地　ＹＯＫＥＰＡＬＡＣＥ101号
債務者　小林　千秋
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第５５号
福島県郡山市桑野５丁目13番地の４　コーポ井上305号
債務者　渡邉　照美
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
兵庫県揖保郡太子町立岡124番地20
債務者　井ノ原久代
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成３０年（フ）第２０号
兵庫県揖保郡太子町立岡124番地20
債務者　井ノ原英里奈
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成３０年（フ）第１０３号
佐賀市兵庫北７丁目４番９―305号　アダージョⅢ
債務者　中山　和彦（旧姓森）
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０６号
沖縄県那覇市字仲井真136番地　めーばるアパート302
債務者　名城賀那江
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１１６号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目16番10号　３階
債務者　石川　祐希
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第６１号
広島県府中市栗柄町415番地２　Ｃ―101、前住所福島県双葉郡楢葉町大字大谷字北林１番地20パワーヴィレッジならはＡ49―３
債務者　田原　研司
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第７３５号
神奈川県愛甲郡愛川町角田392番地の１　セレーノ　チェーロⅠ202、前住所神奈川県大和市上和田1794番地
債務者　池田　貴裕
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２２１号
神奈川県厚木市岡田１丁目４番32号　リファイン柴田106
債務者　齋藤　翔太
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第５３号
青森市柳川１丁目２番70号　フォレスト101号
債務者　石塚　　實
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１号
熊本県玉名市伊倉北方265番地　城ケ崎病院、住民票上の住所熊本県玉名郡長洲町大字長洲3301番地
債務者　中島　武**廣**
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第２４号
熊本県荒尾市万田1169番地12　レガート荒尾202号
債務者　石川　和徳
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第２７号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲1455番地
債務者　長本　由美
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第５６１号
名古屋市中川区尾頭橋４丁目13番13号
債務者　水野　**花**子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１８号
山口県防府市大字高井903―６　ドミールプリモ102号、住民票上の住所山口県防府市牟礼柳20番24号
債務者　阿川加代子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２４号
山口市本町２丁目２番３号
債務者　中谷　未希（旧姓大平）
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係